

企業立地促進条例のご案内

(テナント本社・研究所編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定地域等において一定の条件を満たす事業計画を実施する方に対して法人市民税（法人税割額）の課税免除を行っています。

対象期間：2024年4月1日 から 2028年3月31日 まで
(上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。)

1 対象地域及び産業 (「5 特定地域の範囲」参照)

(1) 特定地域

- ①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑤港北ニュータウン地域
⑥京浜臨海部地域 ⑦鶴見東部工業地域 ⑧鶴見西部・港北東部工業地域 ⑨臨海南部工業地域
⑩内陸南部工業地域 ⑪旭・瀬谷工業地域 ⑫港北中部工業地域 ⑬内陸北部工業地域

(2) 特定地域以外の市域

上記①～⑬までの地域以外

(①～⑤の地域は全ての分野、⑥～⑬の地域及び特定地域以外の市域は、環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、自然科学研究分野、製造業等が対象分野です。)

2 支援内容

認定事業に相当する法人市民税法人税割額を最大6年間 課税免除します(※1、2)

(※1) 課税免除対象期間は、「(1) 支援内容一覧」のとおり経常利益、売上高や設置する本社等の従業者数により異なります。

課税免除する額については「(2) 法人税割額から課税免除する額」をご覧ください。

(※2) 課税免除のほか、市民雇用の実績に応じてさらに助成金が上乘せられます。

詳細は「市民雇用・市内発注 編」のリーフレットをご覧ください。

(1) 支援内容一覧 (※3)

対象地域	経常利益、売上高要件 (詳細は「3 認定要件 要件③」をご覧ください)	設置する本社等の従業者数 (詳細は「3 認定要件 要件②」をご覧ください)	課税免除対象期間 (※5)
対象地域すべて (※4)	経常利益が直近3年間で計2億円以上、または1年間で1億円以上 (以下「特定基準経常利益事業者」といいます。)	100人以上 (以下「100人型立地」といいます。)	5年間
	経常利益が直近3年間で計1億円以上、または1年間で0.5億円以上 (以下「基準経常利益事業者」といいます。)	50人以上100人未満 (以下「50人型立地」といいます。)	3年間
	売上高の対前年30%以上増加、かつ売上高が1事業年度1億円以上 (以下「基準売上高事業者」といいます。)	30人以上50人未満 (以下「30人型立地」といいます。)	
①みなとみらい21地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域			

※3 課税免除対象期間に開始する事業年度が「対象事業年度」となります。

※4 立地する地域によって従業者の要件が異なります。詳細は「3 認定要件 要件②」をご覧ください。

※5 みなとみらい21地域において、再生可能エネルギーを100%活用した立地を行う場合、課税免除対象期間を1年延長（5年間の場合は6年間、3年間の場合は4年間）します。

(2) 法人税割額から課税免除する額（課税免除額）／1事業年度あたり

下記の算定式により、「課税免除額（※6）」を算定します。

【課税免除額の算定式】

$$\text{① 法人税割額} \times \frac{\text{③ 新たに設置した本社等の従業者数} - \text{④ 市長が決定する人数}}{\text{② 横浜市内の事務所等(※7)の全従業者数}}$$

① 法人税割額

横浜市内に申告納付する対象事業年度の法人市民税法人税割額です。

② 横浜市内の事務所等の全従業者数

横浜市内に設置する事務所等の従業者の人数の合計です。

③ 新たに設置した本社等の従業者数

当制度の対象となる（認定を受けた）新たに設置した本社等の従業者の人数です。

④ 市長が決定する人数

市内の事務所等から新たに設置した本社等へ異動した従業者の人数などです。

※6 対象事業年度の末日が課税免除対象期間終了後に到来する場合は、月割計算します。
課税免除額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げて 100 円単位とします。

※7 「事務所等」とは、地方税法第 321 条の 8 第 1 項に規定する事務所又は事業所をいいます。

3 認定要件

次の要件を満たす事業者は、事業計画を申請後、「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約」を締結し、認定された場合に支援を受けることができます。

事業計画については、事業実施による経済波及効果などを審査し、横浜経済の活性化に寄与すると認められる場合に認定します。

要件① 家屋（建物）を賃借して本社等を設置すること

要件② 本社等の従業者数が一定以上の規模となること

要件③ 経常利益の額又は売上高の額が一定額以上であること

要件④ 法人設立から 3 年を経過し、かつ 15 年を経過していないこと（30 人型立地の場合のみ）

要件① 家屋（建物）を賃借して本社等を設置すること

(1) 本社等の設置

- ・ 次の本社等の定義に該当する事業所を設置するために、家屋を賃借することをいいます。
- ・ 設置する本社等は、申請者の中枢部門に属する従業者（以下「中枢部門の従業者」といいます。）の人数が 50 人以上（50 人型立地の場合は 25 人以上、30 人型立地の場合は 15 人以上）、かつ、中枢部門の従業者と付随部門に属する従業者の人数の合計が 100 人以上（50 人型立地の場合は 50 人以上、30 人型立地の場合は 30 人以上 50 人未満）であることが必要です。（詳細は要件②のとおり）

<本社等の定義>

中枢部門	総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門
付随部門	中枢部門に付随する支店・営業所等、データセンター及びコールセンター等

(2) 家屋の賃借

- ・ 新たに家屋を賃借することが必要です。当条例の認定を受けたビルに関係会社が入居する場合や、賃貸借契約を締結せずに関係会社の事業所に同居する場合は、対象となりません。

要件② 本社等の従業者数が一定以上の規模となること

次の「(1) 立地する地域ごとの従業者数の要件」と「(2) 立地形態ごとの従業者数の要件従業者数の要件」を満たすことが必要です。

(1) 立地する地域ごとの従業者数の要件

立地内容	立地する地域	従業者数の要件 (※8)
100 人型立地、 50 人型立地	①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜周辺地域 ⑤港北ニュータウン地域 ⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域	○ 100 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 100 人以上、 中枢部門の人数が 50 人以上であること ○ 50 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 50 人以上、 中枢部門の人数が 25 人以上であること
	⑦鶴見東部工業地域 ⑧鶴見西部・港北東部工業地域 ⑩内陸南部工業地域 ⑪旭・瀬谷工業地域 ⑫港北中部工業地域 ⑬内陸北部工業地域 特定地域外の市域	○ 100 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 100 人以上、 研究開発部門 (※9) の人数が 50 人以上であること ○ 50 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 50 人以上、 研究開発部門の人数が 25 人以上であること
30 人型立地	①みなとみらい21地域 ③関内周辺地域 ④新横浜周辺地域 ⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域	設置する本社等の人数が 30 人以上 50 人未満、 15 人以上が中枢部門の人数であること

※8 従業者は、二以上の市町村に事務所等を有する法人が市民税を申告納付する場合の課税標準の分割に係る従業者（地方税法第 321 条の 13 第 2 項に規定する従業者）と同じ意義です。

（正社員のほか、非常勤の者（アルバイト、パート）、重役、顧問、派遣労働者等を含みます。）

※9 研究開発部門とは、研究開発などの業務を行っている部門です。

(2) 立地形態ごとの従業者数の要件

立地の形態	従業者数の要件 (※8)
A 初本社等設置 ◇横浜市内に本社等を設置していない場合（判定期間中に本社等を設置していた場合又は市内に本社等を設置していた法人と合併・分割をした場合を除く。）において、本社等を設置する場合	○100 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 100 人以上 ○50 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 50 人以上 ○30 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 30 人以上、 50 人未満
B 拡張本社等設置 ◇横浜市内に設置している本社等を拡張して設置する場合 ◇申請日に横浜市内に本社等を設置しておらず、かつ、次のいずれかに該当する場合において、本社等を設置する場合 ・判定期間中に市内に本社等を設置していた ・判定期間中に市内に本社等を設置していた法人と合併・分割をした (1)及び(2)を満たす場合に限ります。	1 ○100 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 100 人以上 ○50 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 50 人以上 ○30 人型立地の場合 設置する本社等の人数が 30 人以上、 50 人未満
	2 ○100 人型立地の場合 既存の本社等 (※10) の従業者数から 100 人以上増加すること ○50 人型立地の場合 既存の本社等の従業者数から 50 人以上増加すること ○30 人型立地の場合 既存の本社等の従業者数から 30 人以上、50 人未満増加すること

※10 「既存の本社等」とは、事業用家屋の自己所有・賃借等の別を問わず、横浜市内に本社等を設置している場合が該当します。なお、市内に事業拠点がある場合においても、工場や営業所など本社等以外の事務所等である場合には、初本社設置となります。

(従業者数要件による「対象/対象外の判定」の例)

■特定基準経常利益事業者の場合

	横浜市内の本社等		申請要件の判定
	申請 前	申請 後	
A	(本社等なし)	市内 新本社等 150 人	○
	(本社等なし)	市内 新本社等 50 人	100 人型立地 × 本社等の従業者が 100 人未満 50 人型立地 ○
B	市内 既存本社等 150 人	○ 100 人 ≥ 新本社等 250 人－既存本社等 150 人 市内 新本社等 250 人	100 人型立地 ○ (※11)
	市内 被承継法人本社等 200 人	○ 50 人 ≥ 新本社等 250 人－被承継本社等 200 人 市内 新本社等 250 人	100 人型立地 × 被承継法人本社等従業者数から増加した人数が 100 人未満 50 人型立地 ○

(※11) 100 人型立地の要件を満たす場合、任意で 50 人型立地を選択することはできません。

■基準経常利益事業者の場合

	横浜市内の本社等		申請要件の判定
	申請 前	申請 後	
A	(本社等なし)	市内 新本社等 50 人	○
	(本社等なし)	市内 新本社等 30 人	× 本社等の従業者が 50 人未満
B	市内 既存本社等 150 人	○ 50 人 ≥ 新本社等 200 人－既存本社等 150 人 市内 新本社等 200 人	○
	市内 被承継法人本社等 200 人	× 50 人 > 新本社等 230 人－被承継本社等 200 人 市内 新本社等 230 人	× 被承継法人本社等従業者数から増加した人数が 50 人未満

■基準売上高事業者の場合

	横浜市内の本社等		申請要件の判定
	申請 前	申請 後	
A	(本社等なし)	市内 新本社等 30 人	○

	(本社等なし)	市内 新本社等 20 人	× 本社等の従業者が 30 人未満
	(本社等なし)	市内 新本社等 60 人	× 本社等の従業者が 50 人以上
B	市内 既存本社等 10 人	○ 30 人 ≤ 新本社等 50 人 − 既存本社等 10 人 < 50 人 市内 新本社等 50 人	○
	市内 被承継法人本社等 20 人	× 30 人 > 新本社等 30 人 − 被承継本社等 20 人 市内 新本社等 30 人	× 被承継法人本社等従 業者数から増加した 人数が 30 人未満

要件③ 申請者の経常利益の額又は売上高の額(※12)が一定額以上であること

A 特定基準経常利益事業者又は基準経常利益事業者の場合

■特定基準経常利益事業者の場合、基準 1 又は基準 2 に掲げる額のいずれかを満たすことが必要です。

基準 1	申請日の前の事業年度以前の 3 事業年度の経常利益(損失)の額の合計	2 億円以上
基準 2	申請日の前の事業年度の経常利益の額	1 億円以上

■基準 1 又は基準 2 を満たさない場合、下記基準 3 又は基準 4 に掲げる額のいずれかを満たす場合は、基準経常利益事業者に該当します。(任意で選択することはできません。)

基準 3	申請日の前の事業年度以前の 3 事業年度の経常利益(損失)の額の合計	1 億円以上
基準 4	申請日の前の事業年度の経常利益の額	5,000 万円以上

- ・ 経常利益(損失)の額は、申請者(単体)の額です。
- ・ 3 事業年度の経常利益(損失)の額の合計の算出例は次のとおりです。

(例) 3 年度前	△5 億円	3 年度前	△3 億円	3 年度前	6.5 億円
2 年度前	△3 億円	2 年度前	△3 億円	2 年度前	△5 億円
1 年度前	1 億円	1 年度前	0.5 億円	1 年度前	0.5 億円
計	△7 億円	計	△5.5 億円	計	2 億円
↓		↓		↓	
○		○		○	
基準 2 に合致		基準 4 に合致		基準 1 に合致	

(※12) 経常利益の額を算定しない会計基準を採用している場合

申請者が、国際会計基準その他経常利益の額を算定しない企業会計の基準を採用している場合は、申請日の前の事業年度以前の税引前利益の額が、次に掲げる基準を満たしていることが必要です。

■特定基準経常利益事業者の場合、基準 1 及び基準 2 に掲げる額のいずれも満たすことが必要です。

基準 1	申請日の前の事業年度以前の 3 事業年度の税引前利益(損失)の額の合計	2 億円以上
基準 2	申請日の前の事業年度の税引前利益の額	1 億円以上

■基準 1 及び基準 2 を満たさない場合、下記基準 3 及び基準 4 に掲げる額のいずれも満たす場合は、基準経常利益事業者に該当します。(任意で選択することはできません。)

基準 3	申請日の前の事業年度以前の 3 事業年度の税引前利益(損失)の額の合計	1 億円以上
基準 4	申請日の前の事業年度の税引前利益の額	5,000 万円以上

B 基準売上高事業者の場合

■基準売上高事業者の場合、基準 1 又は基準 2 に掲げる要件のいずれも満たすことが必要です。

基準 1	申請日の属する事業年度の売上高の額	1 億円以上
基準 2	申請日の前の事業年度から申請日の属する事業年度への売上高の増加率	10 分の 3 (30%)以上

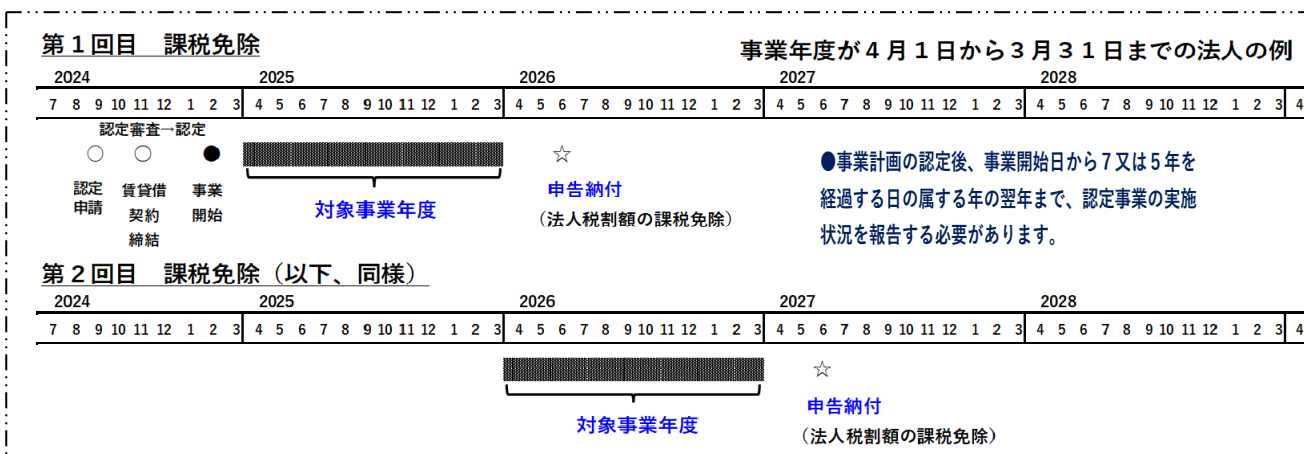
- ・売上高の額は、申請者（単体）の額です。
- ・中小企業者又は大企業者が財務諸表に売上高以外の額を表示している場合は、「売上高以外の顧客との契約から生じる収益の額（以下「売上収益等の額」といいます。）により算定します。（例：売上収益、営業収益、経常収益など）
- ・申請年度とその前事業年度の売上高の額又は売上収益等の額の判定例。

(例) 1 年度前 1.5 億円 申請年度 2 億円 増加率 33%増	1 年度前 0.5 億円 申請年度 0.9 億円 増加率 80%増	1 年度前 2 億円 申請年度 2.5 億円 増加率計 25%増
基準 1, 2 に合致	基準 2 のみに合致	基準 1 のみに合致

要件④ 法人設立から 3 年を経過し、かつ 15 年を経過していないこと（30 人型立地の場合のみ）

30 人型立地の場合のみ、申請事業者の認定事業計画の申請時点における法人設立からの経過年数が「3 年以上、15 年未満」であることが要件となります。

4 手続きの流れ等



◇本社等を設置する家屋の「賃貸借契約の締結日」の 6 か月前から前日までに申請することが必要です。

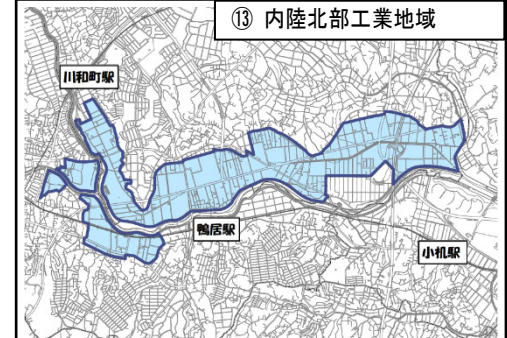
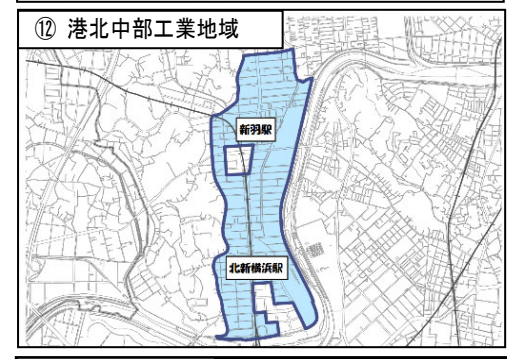
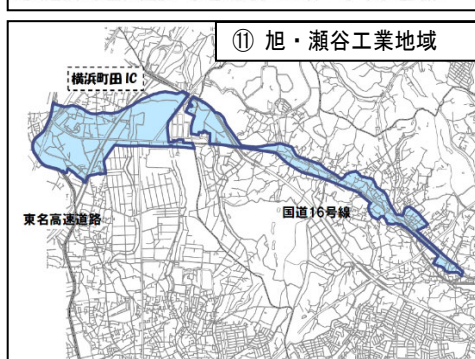
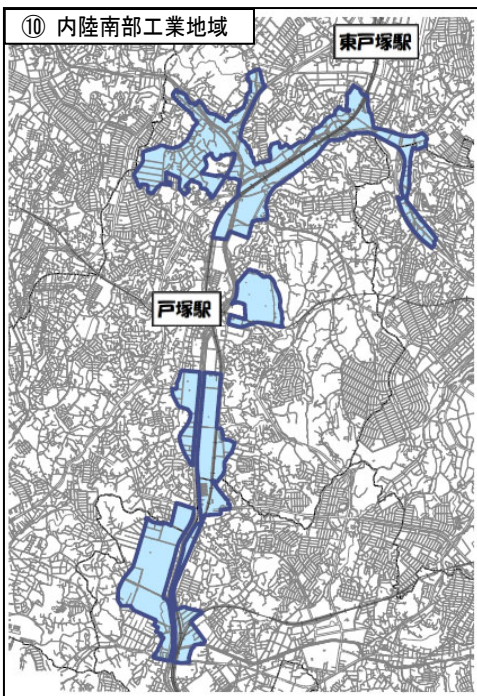
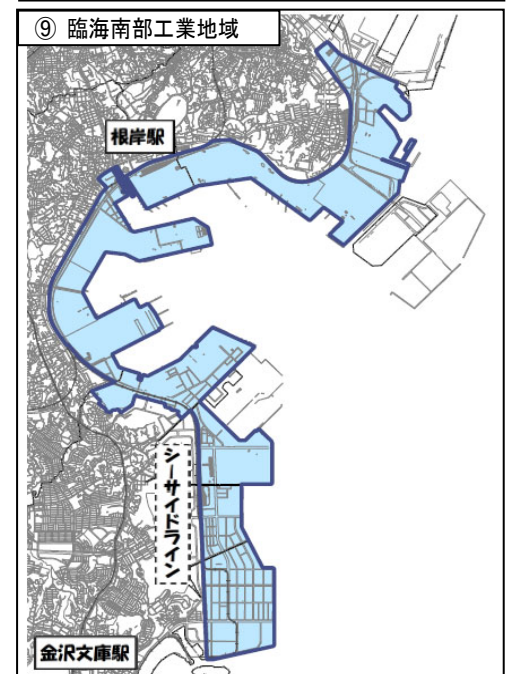
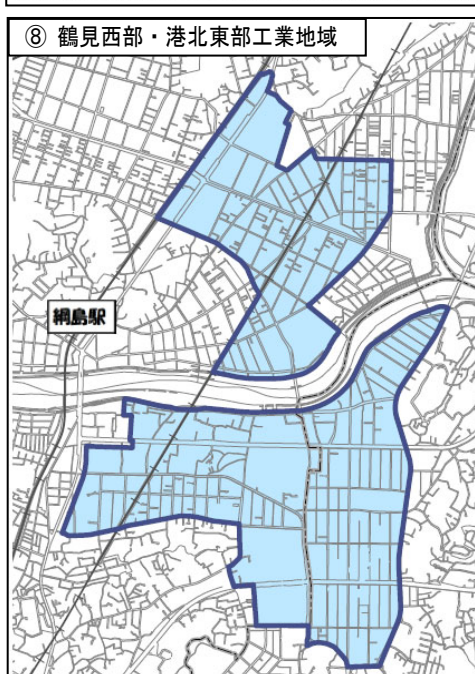
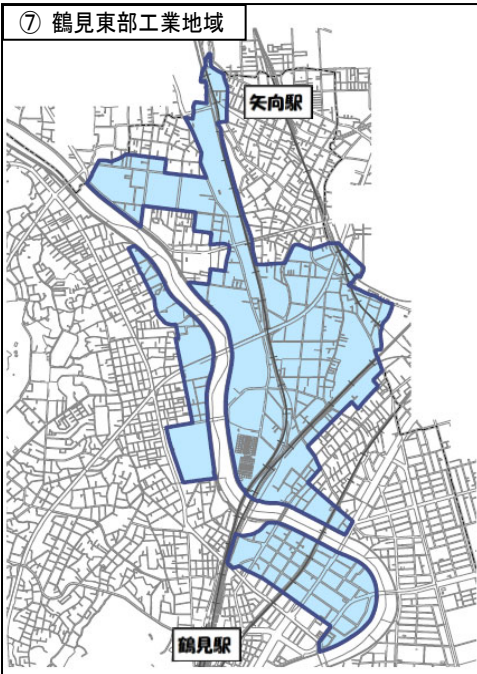
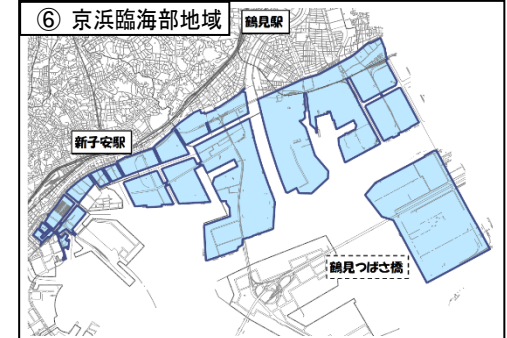
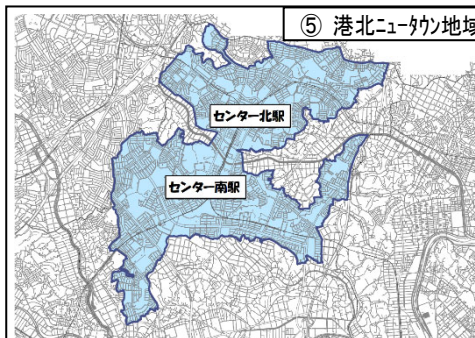
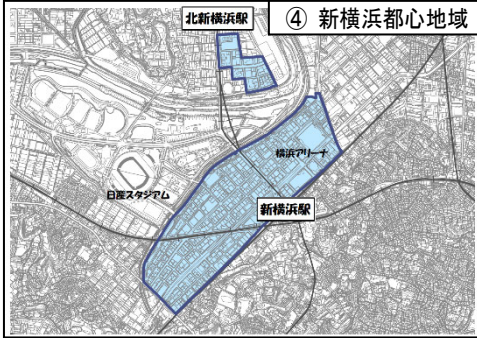
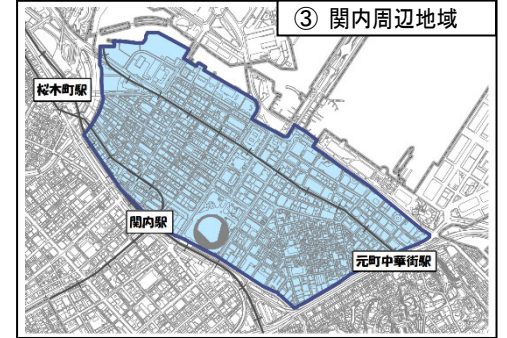
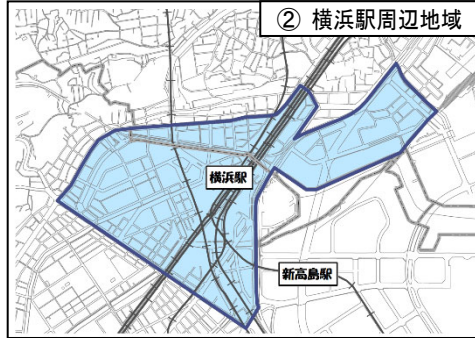
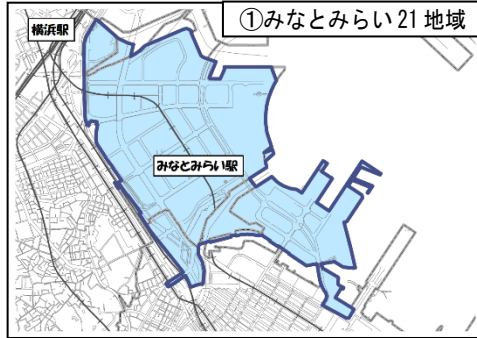
◇認定を受けるには「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約（以下「事業の継続等に関する契約」といいます。）」の締結が必要です。「事業の継続等に関する契約」とは、事業開始日から 7 年（50 人型立地、30 人型立地の場合は 5 年）の間の認定を受けた事業計画に基づく事業（以下「認定事業」といいます。）の継続や、認定事業を継続できなかった場合の違約金等を定めた契約です。

◇認定事業が行われていない場合や認定事業を廃止した場合は、原則として、認定を取り消します。

◇新たに設置した本社等の従業員の人数から市長が決定する人数を控除した人数が 100 人（50 人型立地の場合は 50 人、30 人型立地の場合は 30 人）を下回った事業年度（当該事業年度の末日における従業員の人数で判定します。）は、課税免除を受けることができません。

◇最終対象事業年度の終了後、認定事業に係る使用電力の 100%を再生可能エネルギーとしたことを証する契約書等を添えて申請し、認定された場合に課税免除対象期間を 1 年延長します（みなとみらい 21 地域に立地する場合）。

5 特定地域の範囲





<お問い合わせ先>

横浜市 経済局 企業投資促進課

TEL : 045-671-2594

